

近世後期における小規模酒造業の展開

—越後杜氏の経営主体形成への模索—

大 舘 右 喜

はじめに

酒の原料は米と良質の水である。水田地帯の豊かな米穀と清浄かつ大量の水の存在が、銘酒を生むのである。しかし、原料の米は石高制支配に基づく幕藩領主の本途物成源であり、それは領主的流通により封建社会最大の商品となったのである。したがって、領主層にとって米の管理統制は不可欠の政策であった。そして年貢米の収奪と家臣への給付、および市中への放出が、経済管理上、円滑に展開しうれば領主経済は安定的であった。それゆえ幕藩領主は三都に対する物価対策の根幹として米価操作を試みていたのである。当然のことながら、米を原料とする酒造統制がその範疇内に存在したことは、紛れもない事実である。

酒の需要が増大しても酒造を放置すれば米不足をきたし、米価騰貴のみならず軽微な不作であっても飢饉を招

来するため、幕府は地方における酒造株を限定し、酒造米石高に課税、冥加金の納入を命じたのである。また幕府は寛永の飢饉、明暦の江戸大火や関東諸河川の災害など、不測の事態に際会すると、即時、酒造高の制限を発令した。酒造高の半減とか三分一令などと呼ばれる制限に加え、新規酒造株の禁止が行われたのである。その触書は全国法令をはじめ地域限定令など、江戸時代の法令集や村の御用留に見られるところである。

近世中後期をとりあげても、宝暦四年には正徳の酒造三分一令を解除し、元禄十年の定数に戻して、新酒寒造りなどの勝手造りをみとめ、酒屋の再開も認めている。

「三奉行江、酒造米之儀、諸国共元禄十五年之石数寒造之儀、定数三分一二限り、此外新酒等一切二可令禁止旨、正徳五未十月相触候、其後酒造米之儀相触候儀無之ニ付、今以右之定数二相極事二候、以来は諸国共元禄十五之定数迄は新酒寒造等勝手次第たるへし、但酒屋之分も是亦酒造申度分は、其所之奉行所且御料は御代官、私領は地頭え相届、以来は酒造り候儀勝手次第たるへく候、但酒造米高其国々員数不相知分ハ、御勘定所え可承合事」（『御触書宝暦集成』一三八三）

しかし、その後、飢饉等により米値段の上昇が続き、酒造高半石制限、休業・新規酒造開始の禁など布達されたことが知られる。したがって、地方において酒造を開業しようとするれば、業績不振の酒造家より株を借用、または購入により酒造稼ぎに着手し、農業とかね合わせた複合的経営を展開したのである。

小論は関東における幕府の酒造政策の時代的特質を念頭におきながら、非酒造地帯の農民的小規模酒造業の存在形態を、越後杜氏の関東ネットワークの形成に視点をおきながら、具体的に分析しようと試みたものである。

〔付〕参考文献・引用史料など文中に（ ）で注記した。

一 天明期酒造統制策と地方小規模酒造業

小論において検討を加える武州比企・入間丘陵地帯は酒造に好適な米も水も豊かとはいえず、酒造稼ぎは地場産業として展開しなかった。しかし近世中後期をむかえ、関東各地に酒造稼ぎが漸増するにつれ、良水が見出された比企郡小川村などにおいては、米の在地売りに替り酒造を試みる農民が急激に増加し、地酒の醸造量がたかまるのである*。

* (沼野勉・山本修康「比企地方における近世酒造業の展開について」・『埼玉県立歴史資料館研究紀要』一九号)。

なお、この地域に近接した入間郡平山村斎藤家(平山家)の酒造開始動向からも、局地的市場流通の停滞が、米の加工商品化へ向かう傾向を看取できるのである*。

* (馬場憲一「一豪農にみる酒造開業過程の様相―武蔵国入間郡平山村斎藤家の場合―『地方史研究』一四五」小論において小規模酒造の軌跡を追う、同郡今宿村長四郎家の先祖は、関東代官天羽七右衛門が寛文初年に起立した準宿場的な在方市の中央に屋敷を構え、その立地条件を活用し地主経営の一端において、(試行錯誤的)事業としての酒造に着手したものと想定できる。寛文二年天羽氏の検地、同四年今宿の新知行主となった内藤氏が調査した人別帳によれば、

「本左衛門、ふうふ式人、男子式人、女子壹人、下男七人内式人わっぱ、下女五人、馬三疋こま壹疋、人馬と

もに十九人。同家來者次左衛門ふうふ式人、男子壹人、女子壹人、三太郎母老人。

一家十五間七間半・一座敷二間半六間・一馬屋式間七間・一長屋式間八間・一木屋式間四間・一酒蔵三間七間・一物置式間四間」、と記されている。

今宿村の名主左衛門の家族構成は同人夫婦と子供三人、下男七人（内二人は童子）、下女五人、馬三疋・駒一疋（仔馬）。その他、家來の次左衛門夫婦とその子供二人、三太郎の母親など、実数二十二人を擁し、建物も七軒設けられていた。酒造蔵は三間×七間（化政期には六間×十二間）であった。寛文期に開始されたかと思われる酒造経営は、安永五年村方大火のおり文庫蔵が類焼の災厄に遭い、関連史料が失われたのである*。

*（寛文期今宿の分析は『近世鳩山図誌』所収の拙稿参照。なお小稿において分析する史料は埼玉県比企郡鳩山町松本家文書である）。

武州比企郡今宿村長四郎家は安永期に焼失した酒造道具を補充するために、入質品を獲得し、さらに天明初年に酒造高の拡大をはかる。

天明二年九月、同郡箕和田村幸助の出した酒造道具売上証文は次のように記されている。

「酒道具売上証（文、脱力）之事

物数拾八色

一 四尺壺本	一 半切七枚	一 糶蓋六拾枚
一 三尺式本	一 ため五ツ	一 だき樽壺ツ
一 坪台三本	一 小桶式ツ	一 小樽四ツ

- 一 半中桶式本
- 一 猿ぼう壺ツ
- 一 ひしやく壺本・同小壺本
- 一 すいはく壺ツ
- 一 舛壺升
- 一 大ひしやく壺本
- 一 こしき壺ツ
- 一 ざる式ツ
- 一 ざる台壺ツ

数九拾八色

右之道具戌十二月金式兩借用致し質物二相渡申候、又候亥九月金三分借用致し兩度二金式兩三分之質物二相渡置候処、此度右之道具外江貸シ申候管二而、当九月初道具請戻し可申由其元江申談候処二、請沙汰時分悪敷迷惑之由、其元御申被成候二付、無是非御公辺二茂相願イ可申候之処、其御村定右衛門殿、我等村方平右衛門殿取嚙二而、右之金子式兩三分之外二、此度金壺兩請取、都合三兩三分二而貴殿方へ売渡申候処実正也、然上八貴殿無御氣遣御遣可被成候、右之通内濟仕候上者御互二趣意無御座候、為後証之売上証文仍而如件

天明式年寅九月十二日

箕和田村 道具主 幸助[㊦]

今宿村 取嚙人名主 定右衛門[㊦]

右之通少茂相違無御座候、為其名主奥印仕候仍而如件

箕和田村 取嚙人名主 平右衛門[㊦]

(後欠)

右のごとく、入問郡箕和田村幸助が安永七・八年に酒造道具十八品(九十八点)を二兩三分で入質した後、天明二年九月に請戻しのおえ、他貸しをもとめ訴訟におよんだが、結局、今宿村名主定右衛門と箕和田村名主平右衛門の扱いにより、長四郎家先祖が一兩を加え金三兩三分で買い取ったのである。今宿村長四郎家のもとに入手

された酒道具は

- ①四尺桶一本 ②三尺桶二本 ③坪台三本 ④半中桶二本 ⑤すいはく一つ ⑥甌一つ ⑦半切七枚 ⑧ため
五つ ⑨小桶二つ ⑩猿ぼう一つ ⑪舛一升 ⑫箆二つ ⑬糶蓋六十枚 ⑭だき樽一つ ⑮小樽四つ ⑯柄杓
二本 ⑰大柄杓一本 ⑱箆台一つ、であった。これらの道具は同家にとつて類焼の災厄後、酒造再開に必須の
道具となつたのである。

さらに同家は天明五年のこと、酒造道具購入による拡張準備段階を経て、金田能登守知行所武州比企郡大塚村
佐兵衛の酒造株高を譲り受け酒造拡大に至つたのである。同年の酒造米高は百五十九石四斗であつた。しかし、
幕府が天明六年九月、「追て沙汰二及候迄は、諸国共是迄造来候酒造米高之内、半石は酒造相止、半石分は致酒
造、且休来候酒造株之分酒造候儀可為無用候」(『御触書天明集成』二九八六)と、老中↓勘定奉行↓代官・知行
主を通して各国諸村に触れた酒造石高半減令をうけて、半石酒造に追い込まれ、さらに、天明七年六月、「諸国
酒造之儀(中略)酒造米高之内半石之酒造相止、休来候酒造株之分酒造之儀可為無用旨、去年中相触候処、当年
之儀は別て米穀払底二付、追て及沙汰候迄は、酒造高之内三分二相止、三分一酒造可致候」(『同集成』二九八
七)との酒造米高三分二減石、三分一酒造令の規制に従うことになつたのである。

近郷の同郡竹本村の三蔵家も同年、酒造米高六十石に減石している。「米直段高直二而、下々之者共及難儀候
趣相聞候間」(『同集成』二九八六―七・八)という、天明の凶作に対処する幕府の主穀維持政策により、各地で
造酒減石がすすめられていたからである。しかし地域により三分一酒造令を無視する事態も存在した。

幕府は、天明七年十一月、「只今迄造来候酒造米高之内三分一造候様可仕候、然共一己之利得二拘、少々も増

造等致し、或高直二売買致し候者於有之は、急度咎可申付候、尤休株酒造は此以後とても難相成候、右之趣、御料は御代官、私領は領主、地頭にて急度吟味之上可申付候」（『同集成』二九八八）と厳達したが、私領では放埒な取り扱いもあり、天明七年十二月には、「私領之分料方万一不行届儀有之候ハハ、向後御代官所より心付候様申付置候間、兼て左様二相心得可被申候」（『同集成』二九八九）と知行地への監査・介入をも示唆したのである。

長四郎家は造高拡大後約一年にして半石酒造に直面した。そこで同家は翌天明六年十一月、造酒高の増株をはかるため、前掲佐兵衛の一族である、金田能登守知行所比企郡大谷村儀右衛門所持の酒造株を借り受け、酒造の維持につとめたのである。しかし寛政六年九月、儀右衛門の妻よりその返還などをめぐって出入りがおこされている。だが酒造業の継続に支障はなかった。儀右衛門妻ぎんの訴えに対して長四郎の倅辰五郎が差し出した返答書は、安永・天明期における村の酒造稼ぎの、所謂、酒造株を所持し経営を続ける一様態を示しているので紹介してみよう。

「乍恐返答書を以奉申上候

御知行所武州比企郡今宿村組頭長四郎煩二付倅辰五郎奉申上候、今般金田能登守様御知行所同州入間郡大谷村百姓儀右衛門煩二付代同人妻ぎん方より私を相手取、酒造株之儀申立奉出訴候二付被召出恐入、左に御答奉申上候一訴訟人ぎん申立候は当九年以前天明六年十一月中、ぎん夫儀右衛門所持の酒造株私借請、尤儀右衛門方にて入用之節ハ何時二而も相返し候答証文為取替置候間、当年酒造株入用二付私方江相返呉候様掛合仕候処、為取替証文計り相返し酒造米高何程に候哉掛合仕候ても等閑二致置、酒造株之儀は相返し不申候趣、ぎん申立候得共、甚相違之儀に御座候、勿論ぎん夫儀右衛門所持之酒造株、ぎん申立候通り借請候儀有之候得共、当七年以前天明

八申年儀右衛門方二而入用之由申之二付、同八月下旬右酒造株借請候節世話人大谷村喜左衛門を以、酒造株書并為取替証文迄不残儀右衛門方へ相返し申候、且右酒造株借請相返候訳者、元来私儀先祖より酒造仕来候所、当十九年以前安永五申年村方大火之砌、私儀も類焼仕其節酒造一件書物不残焼失仕候得共、外に少々証拠有之候二付先祖より酒造仕渡世致来り候間、同年之儀は諸道具焼失仕候二付相休候得共、翌年より打続酒造仕候、乍然少々之証拠を以て酒造仕候而は酒造株御札等有之候節、如何御察当可有御座哉と奉恐入、当拾年以前天明五巳年十二月中、金田能登守様御知行所同州比企郡大塚村左兵衛所持之酒造株讓請、翌午年右讓請候酒造株書見失ひ候二付、其の砌は酒造之儀御触も御座候間、酒造株無之候而は如何御察当可有之哉とは又恐入、同年十二月中右ぎん夫儀右衛門所持之酒造株借請候所、其後右大塚村佐兵衛方より讓請候酒造株書見出し候二付、儀右衛門方より借請候株之儀は不用二相成、左候所同人方より酒造株入用二付相返呉候様申立二付、前文申上候通り天明申年八月下旬、大谷村喜左衛門を以て、ぎん夫儀右衛門方江右借請候酒造株相返し候所、無相違御座候（略）一と。

大谷村儀右衛門妻ぎんの要求は、九年前の天明六年十一月に長四郎に貸した酒造株札と両者間の取替し証文の返還であつた。しかしこれは七年前の天明八年八月、証人の大谷村喜左衛門を通して返還している。元来、儀右衛門の酒造休株を借用したのは、安永五年の村内大火の類焼により長四郎家は酒造一件文書も災厄をうけ、幕府の酒造株改め御察当に対処する資料として形式的に揃えたものであつた。すでに天明五年には比企郡大塚村の佐兵衛からも酒造株の讓渡を受け、従来からの造高と併せて、百五十九石四斗の免許高になつてゐるほどであり、酒造株書類の焼失・一時の紛失に対処したのが借り請の理由であつたと述べているのである。このような返答書を知行所も承認し、この一件は收拾されている。造酒株高の貸借は株書類を保持せぬ酒造者が、株改めによる御

察当回避策のために貸借関係をなしたのである。

長四郎家の酒造はその後も継続され、享和三年、今宿村知行所日比野七之丞の家人吉沢三右衛門に提出した酒造役米預り証文によれば、この年は幕府の規定通り半高、すなわち酒造米七十九石七斗であり、役米は十分一納め、すなわち七石九斗七分分を囲米とし指示触れがあれば納所へ納入するとしている。

「酒造役米奉預り候証文之事

一酒造米半高七拾九石七斗 但し去戌年秋新酒、同十二月迄造

此役米七石九斗七分 但し酒造米高之十分一

右之通去戌年秋新酒より同十二月迄造申し候、役米七石九斗七分御預ヶ被仰付儘ニ奉預候、(略) 右納所江付送可相納之候段被仰付是又奉畏候、右為御請預り証文差上申し候為其仍而如件

享和三亥年三月

今宿村酒造人 名主 李左衛門^印

日比野七之丞様御内 吉沢三右衛門様

二 寛政期関東御免上酒令以後の地方小規模酒造業

さて関東における酒造業は伝統的な関西の下り酒に押され、江戸における評価は一向に高まる気配はなかった。しかし江戸の人口が爆発的に増加し、酒の需要もふえると値段の高い関西の銘酒よりも、庶民の好む地酒の商品市場が展開するのである。幕府も年貢米を市中に払い出す場合の米価調節の観点、さらに大坂市場に対し江戸市

場の経済的地位向上策の観点等より、上質な酒造の発展を考慮するようになった。それは年貢米を酒造業に貸付ける拝借米造酒の政策をも含むものであった。

寛政二年（一七九〇）三月、寛政改革の一環として、松平定信の命をうけた幕府勘定方は関東の地酒業者に対し、上酒試し造り合を発した。この触れに応じて上酒を試み、拝借米により利益の増収を企画した有力酒造は、江戸市中に出店を設けて直売りをすすめ、問屋・仲買からの経済的な支配を脱しようと考え、酒造経営の改善に乗り出そうとしたのである*。

*（この施策についての研究は、吉田元「御免関東上酒」・『日本醸造協会誌・第八七巻』。同氏『江戸の酒』・朝日新聞社刊。柚木学「寛政改革と関東上酒御免酒」・『酒造経済史の研究』・有斐閣刊。および、立正大学古文書研究会編『近世酒造業と関東御免上酒の展開』など周知されている）。

この御免試造路線にのり、地酒の上酒銘柄を確立できた業者は僅少であった。関東地方において米穀収穫高の上昇が顕著になった時期でもあり、地酒の品質改良にとつては画期的な段階をむかえたとみられたのであるが、上酒醸造は成功をおさめたとはいえなかったのである。次にこの経緯について検討を加えておこう。

寛政二年三月十七日、植村久五郎知行所武州幡羅郡下奈良村の酒造人吉田市右衛門が残した「御免酒造一件被仰渡書控」には次の通り記されるのである。

「寛政二年三月十七日 御勝手御勘定柳生主膳正様より御差紙二付罷出候処、其方先達而酒造候趣書上有之二付於関東上酒為心味（吟味）可被仰付候間、致出張下直二壳捌候様被仰付候、尤其方儀は先達利根筋川除御普請所組合四拾七ヶ村為諸色代、自分之金子差出、此度之儀も下り酒米穀二不引合高直二付、下々之者及難儀候間、致

酒造於御当地二下直二壳捌候ハハ、下々之為ニモ可相成候間被仰付、則仕様帳書上左ニ記
上酒造、高玄米千石
武州幡羅郡下奈良村 吉田市右衛門

此造方①凡玄米百四十二石八斗、此白米百十九石、但春減壹割六分六厘余之積り(略)

②凡玄米三百八十七石六斗、此白米三百二十三石 但春減前同(略)

③凡玄米四百六十九石六斗、此白米三百九十一石三斗三升三合但春減前同(略)

私方酒造仕申候、酒保方之儀は寒明候日より百五日位、老番火、夫より四拾日立式番火、夫より四拾日三番火、出来柄宜敷候ハハ右二而秋迄保可申、出来柄不宜候ハハ四度たき不申候ハハ秋迄保申間敷候、火入壹度二壹割減り相立申候間、夏酒高直ニ相成り申候、何れに而も下り酒程二者、足持之儀難計奉存候、右酒造仕法之儀お尋ニ付、有増書上候処相違無御座候、已上(①は新酒・②は間酒・③は寒酒)

右は酒法之儀并酒売出シ直段・内訳・樽印・酒造諸道具、前書之通相違無御座候、以上

寛政二年八月

吉田市右衛門代 弟利左衛門

御奉行所様

上酒造方内訳諸掛り書上帳御振合御渡被成候通相認、左之ヶ条之趣、右帳面末江書加可申事

一 保方御様之ため寒酒上酒壹式本ツツ来る秋中迄持廻可申事

一 銘々酒名并焼印・黒印等雛形相認可申事

一 銘々造立候新酒・間酒・寒酒造共二取掛り之儀出来上り時節、且又凡酒造売出し凡日限取極め次第、前広ニ御届ヶ可申上事

一銘々江戸表酒売出し場所取極メ可申上事

右之趣銘々帳面相調、来ル二十五日迄二差上可申候、依而御請申上候、以上(略)*。

*『新編埼玉県史 資料編 十六 近世七・産業』以下、引用注記略す)

武州下奈良村の豪農吉田市右衛門は従来幕府への献金もかさね、また郷村の窮民を度々救済していた。江戸市場の経済的地位の上昇と、灘方面からの高額な下り酒に押されぬ、関東上酒の醸造を施策した定信政権は、御勝手方勘定奉行柳生主膳正の手により、市右衛門外十人にたいして上酒試造請負という白羽の矢を立てたのである。右の史料は市右衛門が綿密に計算を重ねて、奉行所の諮問にこたえた計画案である。同史料は詳細、かつ長文に亙るため、概要を述べておきたい。

市右衛門は酒造米千石をもとに上酒醸造の計算として、玄米の舂減率を壹割六分六厘余、すなわち十六・六六パーセントみて、玄米千石から白米八百三十三石が舂出され、①新酒には百十九石、②間酒には三百二十三石、③寒酒には三百九十一石を用いるとしている。年間の仕込みは「しんしゅ・あいしゅ・かんしゅ」にわけた醸造方法をとり、厳しい寒気を利用した③に重点をおいた計画書である。この醸造には多大の用具が必要であり、全容は省略するが、小規模酒造稼ぎが粗忽に請け負うことは到底不可能な事業であった。その他、醸造酒の保存期間・酒造の焼印・着手より成就・売出し日・江戸売出し場所などの届出も必要であったため、最終的に上酒御免に選ばれたのは次のような酒造人であった。

- 1 上酒造千石 下奈良村吉田市右衛門(武州幡羅郡・植村久五郎知行所)
- 2 同二千五百石 番匠免村清左衛門(武州葛飾郡・伊奈右近将監支配所)

- 3 同二千三百石 下大島町徳助（武州西葛西領・伊奈右近將監支配所）
- 4 同八百石 根本村四郎右衛門（下総葛飾郡・本田伯耆守領分）
- 5 同千二百五十石 流山村平八（下総葛飾郡・中井清太夫代官所）、（拝借米七五〇石）
- 6 同五百石 流山村十左衛門（下総葛飾郡・同代官所）、（拝借米三〇〇石）
- 7 同千石 台宿村五郎兵衛（下総相馬郡・久世隱岐守領分）、（拝借米四二〇石）
- 8 同百五十石 同是政村五郎右衛門（武州多摩郡・野田文藏代官所）、（拝借米三〇〇石）
- 9 七百石 神奈川宿五郎兵衛（武州橘樹郡・伊奈右近將監支配所）、（拝借米三〇〇石）
- 10 同千石 八幡町喜左衛門（下総葛飾郡・同支配所）
- 11 同三百石 下赤塚村辰次郎（武州豊島郡・同支配所）、（拝借米一八〇石）

上酒御免の右十一人は、早速幕府に請証文を出し、仰せ付けられた上酒試造高の通り、「上精諸白二仕、元米・添掛米・造水等随分念入、杜氏之儀も相撰造高精々吟味仕、詰樽等も別段致保方宜出精仕」り、上酒試造に着手する旨、意欲を表明した。そして上酒醸造のうえは、売り出し値段は計画案の通り、

「米直段三拾五石二付金三拾五兩替二極メ、上酒貳拾樽二付喜左衛門・辰五郎両人は代金拾貳両貳分、市右衛門外八人は代金拾三兩、小売迄之諸入用を加江、壺樽二付金貳分貳朱、壺升二付銀壺匁壺分余之割合を以、仕入米之相場二准シ直段引下ケ」るとしている。要するに関東上酒は二十樽につき十二乃至十三兩とし、仕入れ相場に準じて値下げすることにしたのである。なお販売は既存の間屋には出さず、

「銘々より御当地靈岸嶋・茅場町・神田川辺船付江出張、借屋仕、他之酒と混雜不仕様仕、右場所二而問屋并

小売迄、縦令壺合式合商候迎も聊龜末之儀無之様入念商売仕」と、上記三ヶ所で借屋して売り出す。このたびの上酒試造品は、今後関東の地廻り酒の基本になるので、品質の向上に寄与できる酒にしたい。

また、御免上酒のほか、当時三分一造酒令のもと、市右衛門・五郎右衛門・台宿村五郎兵衛・清左衛門・辰次郎が造酒した四百六十石は規制に従い次酒として地方売りにする。他の六人は三分一高を休株とし、上酒試造分のうち、品質が劣るものを地廻り酒に出す。なお、上酒試造米を幕府に求め拝借するものは、

「拝借米相願候者八申上次第（略）先達而御吟味之節申上置候、質地差上御米奉請取酒造可仕候、右拝借米返納之儀は、御米奉請取候節之御張紙直段を以、代金直二来る亥六月迄無間違急度返上納可仕候、万一聊二而も差滞候ハハ、為引当て差上置候質地御取上被仰付候共、其節御願ケ間敷儀申上間鋪候、且拝借高百石二付酒八樽ツツ為冥加と、上納可仕段申上候処、先当年は御試之儀二付格別之御趣意を以冥加之儀は御免被成下候間、夫丈ケ尚又、仕入方格別念入并売出し直段引下ケ候様勘弁仕可申上候、弥出来方風味能、上方酒同様二而保方も宜敷候ハハ、其時宜二より引続石高相増上酒造可被仰付儀は、当年御試造之出来方（略）出精之者江は、此上拝借金を以可被仰付」と。

上酒試造にあたり拝借米を受けるものは質地としての担保田畑をだして造酒をなし、来年六月までに返納することになった。流山村の平八、同十左衛門、台宿村の五郎兵衛、是政村の五郎右衛門、神奈川宿の五郎兵衛、下赤塚村の辰次郎等六人は上酒造高のほぼ半高を拝借米を用いて試造に着手したのである。その拝借米高は二千二百五十石であった。しかも拝借高百石につき酒八樽を、冥加として上納したいと申し出たが、初年度は試造であるからとて、格別の御趣意により冥加御免となった。そのかわり念入りに酒造をなし、売出し値段を特別引き下

げるようにとの指示であった。

初年度より十一人中六人が拝借米をうけ、しかも試造に着手する当座忽々の理由によって、同年の冥加免除を得たのであるから、各地の有力酒造にとつては、設備投資の危惧をこえた試行魅力を強く感じたのであろう。翌三年は御免上酒試造高一万三千五百石のうち五千五百石の拝借米を受け、四割弱の米を援用したのである。御免上酒試造人の寛政二年と同三年の試造米・拝借米の変化は次の通りである。() は、拝借米高。

下奈良村 吉田市右衛門 千石↓千石

番匠免村 清左衛門 二千五百石↓二千三百石

下大嶋村 徳助 二千三百石↓二千石(千石)

根本村 四郎右衛門 八百石↓千石(五百石)

流山村 平八 千二百五十石↓二千石(千石)

台宿村 五郎兵衛 千石↓千石(四百石)

是政村 五郎右衛門 百五十石↓千二百石(七百石)

神奈川宿 五郎兵衛 七百石↓千百石(五百石)

八幡町 喜左衛門 千石↓千石(三百石)

赤塚村 辰次郎 三百石↓千二百石(七百五十石)

右の通り二年度を迎えて五人が増石、基準の千石の三人は変化なく、減石は三人であった。ただし、流山村の十左衛門は消え十人となった。おそらく十左衛門の五百石は同村の平八のもとに入ったのであろう。同三年、平

八は二千石（拝借米千石）に増高しているのである。

関東における御免上酒試造は初年度以来、旧来の関東型の醸造によったため、上方の銘酒におよばなかった。そのため質の改良を模索し、武州豊島郡下赤塚村酒造人辰次郎は同三年の書上げに伊丹・池田の銘酒醸造法を取り込むことを記している。すなわち、

「一、高千貳百石

赤塚

辰次郎*

内七百五拾石 拝借米

刃菱造 此仕入方上酒八百石 直段拾三兩

極上酒貳百石 直段 拾五兩

満願寺造

極上酒貳百石 直段 拾六兩

此上納酒樽六樽 此升目貳拾壹石

*（『新編埼玉県史 資料編一六・近世七 産業』六二三頁は、右に掲げた史料、高千二百石の行が左ズレのため、赤塚 辰次郎と判断出来ない。しかし、史料原文の判読により辰次郎の積極策が確認出来るのである）。

右の記載によれば赤塚村の辰次郎は、中山道板橋宿に程近く、御府内に近接する地の利を考慮し、また武蔵野の水源から湧出する白子川の良水を用いて、江戸へ下る銘酒なみの上酒試造を企画したようである。伊丹の剣菱や池田の満願寺という銘柄に倣う醸造であるから、上方杜氏を招聘したのであろうか。価格の設定も関東には見られぬほどの十駄十五兩・十六兩としている。しかしながら、このような寛政改革期の上酒試造も、上方の銘酒

の上質には接近しえず、武州幡羅郡下奈良村の吉田市右衛門が連年にわたり、幕府宛実情報告を続けたが、嘆息を窺えるような報告書となっているのである*。

* (前掲『新編埼玉県史 資料編一六・近世七 産業』)

以上のごとく寛政二年の上酒御免試造令の運用は同年八月六日、勘定奉行柳生久通が武州幡羅郡下奈良村吉田市右衛門ら武蔵・相模の酒造人十一人に対し、上方酒同様の上酒三万樽の試造を命じて開始されたのである。吉田家は幕府諸政策に応じて度々献金にも参加した豪農であった。上酒の醸造は成功しなかったが、この路線により、江戸市中へ進出を企図した地方酒造家が各地に増え、同三年に五人、同四年に十四人、同五年に十人、同六年より十年にかけて二十二二人、同十一年には十八人、同十二年には二人、すなわち上酒試造に参加した関東の酒造・豪農層から八十二人が御免をうけたのである*。

* (前掲『近世酒造業と関東御免上酒の展開』)。

その範囲は武州・下総を中心に上総・上野・下野・常陸から一部相模に及んでいる。この政策による上質酒醸造はみるべき成果をあげなかったが、上酒試造にともなう拝借米の権益や、米の広域流通をねらった豪農層が、単純な地主経営より脱し、小規模産業資本運営に転換する萌しをみせたのである。しかし、寛政改革の終焉とともに、上酒試造に貸与した年貢米(酒造業にとっては拝借米)の総量が幕府財政上、放置しえぬ問題となり、享和二・三年より貸与策は縮小・廃止の方向にむかい、上酒御免酒造は地主経営の側面からも退嬰的な存在になるのである。

三 化成・天保期の地方小規模酒造業

〔1〕 化政期の地方酒造業

寛政改革の後、文化三年、幕府は酒造勝手次第の触書を出し、造酒の制限をさらに緩めた。この政策転換により各地において無株で酒造を開始するものが出現し、在来の酒造業者は勿論のこと、上酒醸造志向の酒造業にとつて痛手となった。結局、この施策は江戸へ向けた関西からの下り酒を激増させ、関東上酒醸造に大打撃を与えたのである。

比企郡今宿村のように谷津田の低生産米に頼る酒造は、製品販売に見合う適正值段の酒米を確保出来ず、営業に苦慮したようである。文化十四年九月、今宿村の酒造は米の収穫期を迎えたが仕入金に窮し、百六十両も金子を村民から借り入れ、酒米を求めたのである。酒造の喜平治（喜平次）は居屋敷の南半分を表より裏まで突抜けて担保とし、その他、酒蔵・酒造道具全品・酒造株高証文をもこれに充てたのである。喜平治は資金を貸してくれた村内の八十八と市太郎に、「酒造仕入金に困り貴殿から百六十両を借用し酒造米を求めた。返済は来年の九月とし、遅れた場合は上記の担保物件を全てお渡しする」と証文に記している。

「借用申金子証文之事

一我等居屋敷之内半分、但南之方表より裏迄

一酒蔵酒造諸道具有来之分不残

一酒造株高

此度酒造仕入金二差詰無抛貴殿江御無心申、金子百六十兩致借用只今慥受取酒造致仕入候処実正二御座候、但返金之儀ハ來ル寅之九月迄、元利共急度返済可申候（略）

以上のように喜平治は、文化十四年より翌文政元年まで借入金を元手として経営にあたったが、その成果は不明である。

一般的に文化・文政ころは江戸文化の爛熟期とみられている。大都市へ多数の人間が流入し活況夥しかったようであるが、関東地方の村々ではその影響をうけて商品生産に参加し、没落する農民も少なからず発生した。また化政期は豊凶がくりかえして起こり、農村経済は変動的であった。文政期に入り喜平治の酒造はいかなる状況におかれていたか知りえないが、さきに紹介したように経営は悪化していたのであろう。

近世における武蔵の酒造業を鳥瞰しうる成果によれば、越後から杜氏が往来し季節稼ぎの労働者の評価が定着し、酒造技術の水準が上昇段階をむかえたのが近世後期とされている*。

*（埼玉葛地区文化財担当者報告書 第五集『埼玉の酒文化』二〇〇五年刊行は、埼玉県葛飾地方の文化財担当者）が自主的な研修課題として長期にわたり調査研究した、画期的な報告書である）。

関東地方の斯様な気運に乗じて武州比企地域の酒造も経営・技術の改革を模索したようである。経営が好転しない喜平治は、酒造部門を越後の専門家にまかせる方向に転じ、いわゆる、生産諸式の貸し出しを採用するのである。

文政七年八月、今宿村酒造稼ぎ人喜平治は醸造経営方式の完全な転換をはかり、越後国頸城郡法本村忠右衛門に酒蔵・酒造諸道具を同申年より十年間（その後天保五年午より十年間）貸与することになっている。そ

れは酒造経営の一切を越後杜氏に委ねたのである。翌文政八年、幕府は酒造休株のもの、酒造株を有しながら渡世しないものの酒造を禁止し、酒造制限にむかっている。喜平治の方向転換は時宜に即した一つの試行であったともあれ、越後の忠右衛門への貸付条件は以下の通りである。

「一此度我等酒蔵・酒造道具、并別紙帳面之通、当申ノ從閏八月来ル午ノ八月迄中拾ヶ年季ニ相定、貴殿江貸置申候処実正也、地代蔵鋪之儀は老ヶ年二文金八両ニ相定メ、毎年十二月廿日内金四両、残金之儀は翌七月十二日金四両、兩度ニ無滞御済し可被下候、万一火難其外如何様之儀御座候而、土蔵通り八不及申ニ諸道具紛失御座候共、此方損失ニ仕貴殿江少も御難掛申間敷候

一御年貢村並之諸役此方ニ而相勤可申候、此酒蔵ニ付諸親類八不及申ニ脇々より構申物一切無御座候、若六ツヶ鋪申者御座候得者我等加判の者何方迄も罷出急度申訳ヶ仕、貴殿江少も御苦勞掛申間敷候

一金錢八不及申諸商売之品ニ至迄無心ヶ間敷儀申間敷候、年季之内如何様之儀御座候共、貸置候上八少も違乱申間敷候、若不勝手ニ御座候而年季之内たり共、御仕廻被成候而も不苦候、諸道具帳面之通請取可申候、為後日証文依而如件

文政七年申閏八月

武州比企郡今宿村 酒造蔵貸主 喜平次[㊦]

同 証人親類 仙之助[㊦]

越州 法本寺村 忠右衛門殿

① 文政七年申閏八月より午年まで十ヶ年間酒蔵・酒造道具を貸し出す。

② 地代・蔵鋪は年八両と定め、十二月二十日に内金四両、残金四両は翌七月十二日に支払う。

- ③ 火災・盗難などによる土蔵・酒造道具などの損失は全て地主が負担する。
 - ④ 年貢・村入用などは地主が負担する。
 - ⑤ 年季中、地主側から金銭・商品につき融通など依頼しない。
 - ⑥ 年季中、経営が不可能になったときは休止をみとめる。
- これらの事項を見る限り、文政期をむかえた当家は酒造稼ぎにおける剰余を、期待できなくなっていたのであろう。

越後の忠右衛門が借りた土地・酒造蔵のほか醸造用器具は「酒造道具帳」により全容が判明する。証人の武州高麗郡下鹿山村熊太郎が連印したこの書き上げによれば、その品目は天明二年に箕和田村から購入した十八品を大幅に越えている。この帳簿は当家がこの時期に至るまで、酒造の拡大・維持のため資力投入につとめたことを如実に示すものである。忠右衛門は道具帳の末尾に「前書之通預り置申候本書証文之通、急度取計可申候、依之印形致申候、文政七年申閏八月、越州首切郡（頸城）法本寺村酒造蔵借主忠右衛門[㊦]・武州高麗郡下鹿山村証人熊太郎[㊧]・今宿村喜平次殿」と記している。

越後国頸城郡から出た忠右衛門に酒造を委ね、賃貸料を酒造収入としたが、公認の酒造稼ぎ人は勿論喜平次であった。喜平次が文政の酒造制限令下の、しかも武蔵国における断続的な旱害による凶作に際し、いかなる対応をとり続けたか詳細は不明である。そして天保の幕府酒造統制策の時代を迎えることになる。

表 1 文政七年 酒造道具帳

道具名	点数	備考	道具名	点数	備考
大桶	19本	一本蓋付き	細桶	3本	蓋付き
四尺桶	9本		四尺桶	2本	下物
舟	2艘	小道具共	釜	2つ	
むしろ	4・4枚		半切	107枚	
仕込かい	4本		山おろしかい	16本	
半役	3つ		大柄杓	10本	
長柄杓	1本		三尺櫛	11本	
流し尻さる	1つ		三尺桶	9本	蓋2面
三尺桶	2本	下物	水桶	1本	
積米桶	1本		洗い場道具	3品	
とこひつ	1つ		荷い	6荷半	縄3荷分
ごんぶり	2つ		本手桶	1つ	
小こしき	3つ	内大二つ	売場半切	2枚	
元へら	13枚		飯ため	4つ	
飯升	1つ		水升	1つ	
かき	2つ		こしき水さし	1つ	
だき樽	4本		坪台	15本	
飯わり	1本		麹蓋	404枚	
米かき	1つ		さまし桶	3つ	
さる(猿房)	4つ		上ため	4つ	
雑ため	4つ		めし出し	1つ	
月の輪	大1つ小2つ		地がら	5つ	さお共
計り桶	2つ		米通し	1つ	
大半切	2つ		半切台	3丁	
階	1丁		麹蓋鉢	200枚	
達房	1玉		四つ樽	4本	
柳樽	10本		式升樽	2つ	
壺升の外	1つ		壺升金ばん	1つ	
壺升樽	1つ		かなしやうこ	大中小3つ	
焼印	3本		水はく	2つ	
小ひさく	5本		かすり	5つ	
のみ箱	2つ		じうのう	1つ	
またぶり	1つ		ささら	51丁	
ぶら	10丁		土火鉢	1つ	
つり	2荷		ごみとり	1つ	
掛け縄	32房		あゆみ	2丁	
粕階	2丁		二替階	2丁	
伊丹樽	5本		ばん樽	3つ	
桶の上の楨	121束		酒袋	739	
酒袋	500		坪台ふた	14枚	
釜しきん	大小2つ		しやうちう釜	1つ	
焼酎こしき	1つ		銭箱	1つ	
大桶たが竹	2本半分		帳箱	3つ	
判取箱	1つ		火はし	1膳	
やくわん	1つ		てつか	1つ	
三尺直し桶	1つ		風呂桶	1本	
にないしろ縄	3荷分		めし出しくつ	2足	
袋干縄	5房		櫛鉢	1つ	
桶はしこ	1丁		井戸の水そく	1つ	
あんどう	1つ		古畳	15帖分	

〔2〕天保期の酒造政策と地方酒造業

幕府は天保元年（触書は文政十三年）酒造米減石を発令したが、それは天明八年の株高を基準とし、その三分一を減じ三分二造酒にとどめよ、いうものであった。さらに天保五年には三分二を減じ三分一酒造を厳守せよと制限を強化した。これは米価の騰貴を抑制し各地の不穏な民情を沈静化するためであった。さらに御料・私領の酒造米高の調査を徹底させている。これは、天保酒造改め策の嚆矢である。

この前年（天保四）、幕府は関東上酒御免令により継続した上酒試造が有名無実となっていた現状を追認し廃止した。しかし拝借米による酒造運営は各地に残存したため、また、米価操作に活用しうる実効性は残されていたのである。

ここにおいて、あらたに登場するのが「関八州拝借酒造株」制の設定である。拝借株の株金と冥加金を徴収する、その運用に触れた詳細は明らかではないが、今宿村に近接した入間郡和田村（金田貞之助知行所）の平兵衛は鎌形村に置かれた金田氏の地方役所に次のような願書を差し出している。

「乍恐以書付奉願上候

一御知行所入間郡和田村百姓平兵衛奉願上候、今般関東上酒御試造上株無株二而、当時相休居難洪罷在候者江御貸渡し被成下候由、御触達之趣奉畏候、然処文化三寅年酒造株有無二不拘勝手次第酒造可仕旨御触廻シ有之、依之、私儀去文化六巳年より米高十石酒造仕候処、去寅年御差留二付其後相止罷在、諸道具等迄不用二相成其上渡世方にも差支、甚難洪罷在候、右二付此度酒造米高十石御拝借仕度奉願上候、何卒以 御慈悲願之通り被仰付被成下置候ハ者難有仕合奉存候、以上

天保四巳年七月

御知行所入間郡和田村

願人 百姓 平兵衛

組合惣代 茂平次

前書之通奉願上度奉存候間以 御慈悲御添簡被成下置度、偏二奉願候、以上

右村 名主 与曾五郎

鎌形村 御役所様

上酒試造令の廃止につぐ、関八州拝借酒造株制の開始に接した極小規模酒造稼ぎの平兵衛が、過去の差し止めにより渡世に詰まったのであるから、十石の拝借株を認めてほしいと願い、名主を介して旗本知行村の地方役所へ対し、幕府への出願に要する知行所添簡の下付を求めたのである。斯様な拝借株の施策の有効性や、また、飢饉と改革に揺れた天保期における、関八州の代官・知行主の対応と、その運用についての詳細な研究はない。

関八州拝借酒造米についての事例を、さらに一件紹介しておきたい。比企郡今宿村百姓定右衛門も願人となり所定の経緯により、天保五年三月、中村八太夫役所より酒造米高十五石の拝借株高を許された。株札はつぎの通りである。

「中村八太夫 役所[㊦]

日比野七蔵知行

武州比企郡今宿村

酒造米高[㊦]拾五石 定右衛門

天保五年三月

(書式・包紙省略)

右のように定右衛門は拝借株を得たのであるが、当初より酒造開業の意図は疑わしく、先行投資的願人であった。翌年三月、定右衛門は次のように譲渡を企てている。

「内議定之事

一此度酒造御拝借御貸株御拝借相成候二付、我等酒造致度存則御願下ヶ仕候とも不慮之儀有之酒造差控居候処、貴殿格別之御望二付譲渡二相成儀二御座候ハハ、貴殿方江無相違引渡し可申候、其節聊違変申間敷候、尤御願下入用之儀は御預り申置候、為後日内議定仍而如件

天保六未年三月日

今宿村 譲人 定右衛門

同 証人 長四郎

熊井村 内蔵之助殿

定右衛門は同村の酒造稼ぎ人長四郎を証人にして、熊井村内蔵之助に譲渡し、もし無用になったときは引き取るというのである。しかしこの商談は成立せず、以後、定右衛門は代官手代に年間七十五文（さらに減石の場合には三十二文五分）の冥加永を継続して差出している。

「御貸渡酒造寅冥加永請取

㊦酒造高拾五石 但し三分一造

一永七拾五文㊦

武州今宿村 定右衛門

卯十二月十八日（天保十四年）

関保右衛門手付

進野延左衛門㊦

富田 億四郎[㊦]

同人手代

岡地 建八

水嶋 団助

中村 条助

年々の請取証文は省略するが、斯様な空醸造業を関八州拝借酒造株制は発生させていたのである。

さて、旗本知行所村々では幕府勘定所の命令により天保八年の秋以降、減石の実情を調査し報告書を提出している。勘定所は相給の知行所村々が減石令を無視し、過造を繰り返す実態を知り、関東の旗本知行村を調査しその徹底をはかったのである。各旗本に対し知行村別の酒造稼ぎ人と株高を天明八年・文化元年・天保四年を掲げ、さらに天保八年度の減石と造込み分を明記するよう雛形を示し、提出させたのである*。

* (関東を主とする酒造関係資料雑纂)・国立国会図書館蔵)

旗本日比野氏は知行所の比企郡今宿・竹本二ヶ村の調査をおこない、同年十一月に勘定所へ届け出ている。天保期の武州における酒造稼は勘定所の調査により知りうる訳であるが、全容を示す史料群は調査未了である。ところで勘定所は旗本知行所より提出された書上げを逐一検討し、日比野知行所分報告書の不備を糺した。そこで日比野貞次郎は

「私知行所武州比企郡今宿村酒造人長四郎儀、去る酉年中(天保八)是迄酒造致方高御調、其節差上候分当戌十月中、御下ヶ相成其節右長四郎儀大病二而前後不相弁、取臥罷在候二付無致方、同人召仕之者調帳面差上相違無

之と存居候処、右長四郎取気仕、控帳見届是迄御改之時々書上候とは相違仕書損致、何共恐入候得共右帳面御引替奉願上候、以上」

と、天保八年に提出した長四郎分の報告書は召使の代筆のため、天明・文化・天保四・同八年にいたる減石高を誤記したとのべ、差し替えを願ったのである。長四郎はこのとき知行主日比野貞次郎宛の願書を届け「乍恐以書奉願上候、御知行所武州比企郡今宿村長四郎奉申上候、去酉年中酒造株高御改二付私所持株高お尋之節、私病氣二付代之者取調、別紙帳面之通奉書上候処、此節私儀全快仕、控帳面見受候処是迄造来候米高百五十九石四斗を六拾石と認差上候段私病氣中とは乍申代之者取調不行届、一同奉恐入候(略)」と詫びている。そこで日比野氏は勘定所の雛形にもとずき次の通り再提出したのである。

「武蔵国酒造米高帳

小普請組岡村丹後守支配

日比野貞次郎知行所

武蔵国比企郡今宿村名主・酒造人長四郎

株高六十石 天明八申年書上高百五十九石四斗

文化元子年書上高三百石

天保四巳年以前迄の造高、

一酒造米高百五十九石四斗(A)

内 酒造米高百六石式斗六升六合余 当酉年(天保八)減石之分

酒造米高五拾參石一斗三升三合余 同年(天保八)造込分(a)

同支配

日比野貞次郎知行所

武蔵国比企郡竹本村百姓・酒造人太郎兵衛

株高百石 天明八申年書上高二百石

文化元子年書上高二百石

天保四年以前迄の造高、

一酒造米高百石 (B)

内 酒造米高六十七石

当西年 (天保八) 減石之分

酒造米高三十三石

同年 (天保八) 造込分 (b)

天保四巳年以前迄之造高、

合酒造米高 (A + B) 二百五十九石四斗

右者私知行所酒造人相糺候処、去巳年以前迄造来候米高并減石高書面之通御座候旨申立候間、御触之趣厚心得、過造等無之様嚴重申渡し候、尤右之外知行所之内、酒造人無御座候、以上

天保八酉年十一月

小普請組 岡村丹後守支配 日比野貞次郎

御勘定所

右者勘定所より御加筆之通り相認メ差出し候処早々相済申候、以後見合之ため書申候

右のように今宿・竹本村の酒造高は (A + B) 二百五十九石であるが、天保八年は (a + b)、八六石一斗三升三合余が造込分であり、三分一酒造高が遵守されている。旗本日比野氏は、減石の趣旨を心得、過剰な醸造が行われぬように、知行村々に対し嚴重に命令していると書き添えて、勘定所に報告したのである。

なお前掲の「関八州拝借酒造株」今宿村定右衛門は天保五年三月以降、代官中村八太夫役所へ拝借酒造株高十五石にたいし年々冥加永を差し出していたが、天保八年十一月の酒造高改めに際し、いまだ酒造あい始めずという一札を知行所あてに届け、勘定所への報告は除外されている。これは拝借株を運用する冥加永納入のみの空醸造だったからである。

また、天保の酒造統制は減石のほか濁酒にも統制を加え、農村や宿場において販売されることに歯止めをかけた。酒造人長四郎店に隣接する毛呂本郷二十一ヶ村の名主は濁酒造りをして、卸売行為に及ぶ者は存在しない旨、請書を提出している。

「濁酒御請書

武州入間郡毛呂本郷組式拾老ヶ村

差上申御請証文之事

酒造之儀弥嚴重被仰出株持酒造すら三分老造二堅被仰付候程之儀、濁酒者勿論に候へ共わずか之石数四斗樽見江懸之処江手造致し、手売ハ其俣被差置候得共、幾樽も造込置候儀、且聊にても卸売等決而難相成、尤表向手製手売之名目二而、内実卸売候ものも有之由、以之外成義、たとへ少分二而も此上卸売候者は、酒造隠造過造之もの同様無御用捨御召捕、嚴重御取計可被成旨被仰渡、一同承知奉畏候、依而御請印差上申処如件

天保九戌年十月

「*。

* (関東を主とする酒造関係資料雑纂)・国立国会図書館蔵)

請書は関東取締御出役山田茂左衛門手付吉田左五郎・山本大膳手代太田平助・山本大膳手付内藤賢一郎・同人手代小池三助・同人手代須藤保次郎あてに出されているので、かれら手代・手付が廻村巡視にあたったのである

う。

四 越後杜氏のネットワークと小規模酒造業の経営

〔1〕 越後杜氏清水屋角右衛門と契約

関東地方においては上酒試造政策の強行にもかかわらず、灘の銘酒に匹敵する製品はうまれなかった。一部の、米と水に恵まれた地方では、村の特産物に数えられる酒も造られたが、大半の地域では上酒の片鱗もみられなかった。

比企郡今宿村の酒造稼ぎ長四郎も依然として営業の続行に苦慮していた。文政期に越後の杜氏忠右衛門に委ねた稼ぎも俣ならず、天保五年には文政七年の貸借を延長し、

「前書取極め候通二而当午ノ秋より来ル辰ノ秋迄拾ヶ年定、尤蔵鋪地代之儀は壹ヶ年二拾貳両宛、前書日限之通御差出し可被下候、右取極め候上ハ聊相違致申間鋪候、依而一札如件」と。

一応、文政七年の八両より十二両に値上げし、忠右衛門に賃貸させた。契約は当五年より十年季（予定は天保十五弘化元）としたが、忠右衛門はまもなく撤退したのである。

さて、天保期の幕府酒造改めに際会した長四郎は、前述のように病苦をおして造込分の維持につとめる願書を出したが、酒造米の集荷購入に絶えず苦しみ続けた。天保十一年の師走、酒造蔵一ヶ所（間口六間・奥行十二間）、酒造道具不残、酒造株一式を担保に入れて、金百両を借り、営業の続行をはかった。

「借用金書入証文之事

一酒造蔵 一 老ヶ所 間口六間・奥行十二間

一酒造道具 不残

一酒造株 一式

右は我等要用ニ付書面之酒造蔵・酒造道具并酒造株式共書入ニ仕、金百兩[㊦]当座ニ受取借用仕候処矣正也[㊧]此金返済之儀は、来ル丑ノ十二月迄年ニ老割ニ歩之利足ヲ加ヘ元利共急度返済可仕候、期月ニ至リ万一反済致兼候ハ八書入之品々証人方江引請、貴殿江は金子ニ而返済可仕候、為後日金子借用証文加判依而如件

天保十一子年十月

比企郡今宿村 借主 長四郎 [㊦]

証人 幸蔵

組頭 熊太郎

長四郎は借用金書入証文に金百兩を当座に請取、返済は来年の十二月まで、年に一割二歩の利息を加え元利とも必ず返済する、もし不可能なる時は書入れの担保物件を証人に渡し、貸主には金子で返済すると誓い、証人は幸蔵と組頭熊太郎を依頼した。病身の長四郎は証文をつくり先ず押印して、幸蔵・熊太郎兩人にたいし保証人を引き受けるよう要請したが、納得してくれなかった。そこで長四郎は借金の依頼を断念し、別途営業の再建を図ったのである。

A 越後杜氏清水屋角右衛門 借入金が用意不可能となった酒造長四郎は資金繰りを止めて、去る文政七年、喜平治が越後の杜氏に酒造経営をゆだねた先例を踏襲することにし、天保十三年八月、越後国頸城郡柿崎宿の角右衛

門に酒造蔵と、別紙帳面の通り酒造道具を貸し出し、来る子年まで十カ年季と定め経営を委ねた。この借用証文によれば、

「酒造蔵借用申証文之事

一此度貴殿酒造蔵并二酒道具別紙帳面の通り、当寅ノ八月より来ル子ノ七月迄中拾年季二相定メ儘二借用申処、但し蔵敷之儀は沓ヶ年二金拾貳両宛②相定メ、毎年十二月廿日限り二内金六両相渡し候筈取極メ無滞相済可申候、若シ相滞候得者加判人引請貴殿江御損毛相懸申間敷候、尤年内蔵并に諸道具破損之儀は我等方二而致し可申筈、万一大破普請之節は貴殿へ相談可仕候筈、右諸道具之儀随分念入無油断しふく可仕候、相成丈手入致し相用可申候、万焼失致し候節は蔵諸道具之儀は貴殿方二而御損毛可被成筈、中味之儀は我等二而損毛致し可申候、一諸道具之儀不用之品も有之候間、右之品我等引受年中之内二大桶沓本・細沓本・四尺沓本新規仕立置可申候、若し年之内、三五年之内にも店上ケ出立有之候節は不用道具為代金七両差上筈二御座候

一御公儀様御法度之儀不及申、村方御条目之通り急度相守可申候、何二而も悪事ヶ敷儀決而仕間敷候

一宗旨之儀は代々禅宗寺赤沼村円正寺且那二紛レ無御座候、若し疑敷宗旨之由申者御座候者、我等共何方迄も罷出急度申訳可仕候、尤抱之者共儀は此方江寺請状取置候間、御入用之節は何時成共差出可申候、尤抱之者共八不及申我等身分二付、万一不豊之儀出来仕候敷、又は何様成不届不埒之儀仕出し申候共、少も貴殿江御難儀相懸申間敷、加判之者引請埒明可申候、為後日証文依而如件

天保十三壬寅八月日

蔵借主

越後国頸城郡柿崎宿

角右衛門

⑧

店加判人

大豆戸村

仙右衛門

⑧

国引請人

善能寺村 佐五右衛門[㊦]

今宿村 長四郎殿

と記されている。また、長四郎から柿崎宿の角右衛門に出した証文は

「 証文之事

此度我等酒蔵酒造諸道具并別紙帳面之通り、当寅ノ八月より来ル子七月迄中拾ヶ年季二相定メ、貴殿江貸置申処
実正也[㊤]、但シ不用之品も有之二付、右之品御引受被成年季相済出立之節は帳面之外、六尺桶[㊤]本・同四尺[㊤]
本・同細[㊤]本、年中二新規二仕立置不用道具之為替セとして御差置可被成候、若三年五年之内、店上ヶ候節は不
用道具為代金、金子七両大家方江御済可被成筈、尤地代蔵鋪は壹ヶ年二金拾式両宛、毎年十二月廿日内金六両残
金之儀は翌年七月十二日金六両、兩度二無遅御済可被成候、御年貢村役之儀は此方二而相勤可申候、此酒蔵二付
親類其外より差構申者一切無御座候、若六ヶ敷申す者御座候ハハ我等引請貴殿江御苦勞懸申間敷候、金錢諸品無
心ヶ間敷儀申間敷候、年季明店上ヶ被成候節は、諸道具帳面之通り、外二前文不用道具之替り品請取可申候、為
後日証文依而如件

天保十三寅八月

武州比企郡今宿村 酒造蔵貸主 長四郎 [㊦]

同

証人親類 熊太郎

角右衛門殿

斯様に具体的な約定を取り交わしていることが窺える。借請側のやや曖昧さをもつ証文に対し貸出側の長四郎の証文は、相互の取決め内容を明解に記しているのが特徴的である。

① 蔵敷は一カ年金十二両宛、十二月二十日に六両、七月十二日に六両とし、滞納した場合は保証人の負担とする。

② 蔵・諸道具破損の場合、小破は借請人、大破・普請は双方の相談により修理する。

③ 諸道具は可能な限り手入れをもちいる。

④ 万一、焼失の場合は蔵・諸道具は貸主、中身は借請人の損毛とする。

⑤ 使用不可能道具が出た場合、年間に大桶一本・細桶一本・四尺桶一本を借請人が新規に備える。貸出側の証文では年季が済み出立のときは六尺桶（大桶）壹本・四尺桶壹本・細桶壹本を年内に新規に仕立てて置き、使用不可能になった道具の代替品として残してもらう。

⑥ 契約半期内で休業の場合は道具の補填料として七両を貸主に差出す。

⑦ 公儀法度・村法に従い、なお赤沼村円正寺の宗門人別帳に把握されている。

⑧ 借請人は使用人たちの寺請証文を保持する。

などである。長四郎側の証人は親類で組頭の熊太郎、越後柿崎宿角右衛門側の保証人は店加判人として大豆戸村仙右衛門、国引受人として善能寺村佐五右衛門が各々押印したのである。越後杜氏の酒造稼ぎを近村の有力農民が保証するのは、近世後期をむかえて越後から杜氏の出稼ぎが一般化し、各地の村落にこのような動向が出現していたことを示すものである。

長四郎から酒造を引き受けた角右衛門は同十三年八月、出生地の越後国から宗門送り一札を今宿村の役人へ届け出ている。角右衛門は四十二歳、女房は三十一歳だった。この一札によれば大豆戸村仙右衛門の世話により長

四郎の店借りとして酒造に携わること。榊原式部太夫領分頸城郡柿崎宿では浄土宗浄福寺の檀家で御制禁の切支丹宗門の類族ではないので、今宿村の宗門人別帳に加えて頂きたいと、同宿名主嘉左衛門が押印している。こうして角右衛門は店借り酒造をはじめたのである。

「送り一札之事

一角右衛門 当寅四拾貳歳・女房当寅參拾壹歳

右之者共此度勝手合ヲ以、其御村同州同郡大豆戸村百姓仙右衛門世話ヲ以、其御村方長四郎殿店借り差遣申候処相違無御座候、尤角右衛門宗旨之儀は当宿内浄土宗浄福寺旦那二而、御制禁切支丹宗門之類族二而は決而無御座、然上八当宿内宗門人別両帳面相除候間、以来其御村方宗門人別両御帳面二御書加可被成候、為後日送り一札仍而如件

天保十三寅八月

榊原式部太夫領分 越後国頸城郡柿崎宿 名主 嘉左衛門^印

武州比企郡今宿村 御役人衆中

B越後杜氏清水屋角右衛門倒産 天保十三年、越後杜氏の清水屋角右衛門が今宿村長四郎の店借り酒造を始めた年、江戸幕府の勘定奉行梶野土佐守は、再任した老中水野忠邦に伺い酒造人の呼称変更の命令を出している。諸国酒造人はこれまで酒造株とよばれていたが、株仲間禁令のこともあり、酒造稼ぎと唱え替えのうえ、酒造米高をもって御料・私領・寺社領とも酒造人へ鑑札を渡して支配するように。また酒造稼ぎが名前替、代替りなどしてもその節、鑑札を渡すのではなく、当初の鑑札を以て永々酒造を行い、譲り渡したときも同様に心得て届けるように、廃業のときも同様であると命じたのである。なお減石令が出た場合も鑑札高から引き高をするようにと

触れている。その触書はつぎの通りである。

「梶野土佐守殿申渡候書付

諸国酒造人之儀是迄酒造株と唱候処、株唱候儀為止め酒造稼と唱替此度相改候、酒造米高ヲ以御料・私領・寺社領をも為取締酒造人共江鑑札為渡候間、其旨為心得御知行酒造人共江鑑札可被相渡候、尤此後酒造人名前替・代替り等之節其都度々鑑札書替為相渡候儀には無之候間、此鑑札以名代永々酒造致候様申付、勿論由緒ヲ以稼、其譲渡し候節も同様為心得、其時々是迄之通り相届ケ以後相止メ候節は其段可被申立候、減石之儀追而御触有之迄は右高之三分二仕込、三分一減石之積り心得違ひ無之様、急度可被申付候

天保十三寅年

右のように酒造株の呼称は酒造稼ぎにかわつた同十三年、越後杜氏清水屋角右衛門は今宿村の長四郎より酒造蔵・酒造道具一式を借り受け、二人の常雇を用いて、先述のごとく酒造を開始した。ところが、僅か五年間で経営に行き詰まり、保証人に身代を託すことになった。弘化三年六月七日の「差出し申店引渡一札之事」によれば、長四郎から借用した十年季の酒造業の保証は、仙右衛門と佐五右衛門が担当したが、角右衛門は不足資金を専ら仙右衛門の紹介で借用し、当座を凌いでいたようである。しかし、借用方から返済の滞納は不埒であるとの訴えもあり、親類立会いのうえ検討したところ、仙右衛門口入り以外の借用金も多額にのぼり、返済不可能であることが判明したのである。

角右衛門の身元引受人である善能寺村佐五右衛門は、借財整理について保証人大豆戸村仙右衛門に対して次のように申入れた。すなわち、角右衛門の商品は各人への借金返済にあて、不足分は仙右衛門が引き受け返済する。

そして、残る年季の五年間、仙右衛門店を管理し、長四郎方への店賃支払い、その他一切の処理を任せる。その証人として松山町武助をたて、角右衛門の家族は佐五右衛門が引き取る、という内容であった。この店引き渡し証文を分析すると、以下のように経営破綻の算定結果となるのである。

越後杜氏角右衛門が弘化三年六月、経営に行き詰まり返済不可能になった金額は、金百五両の酒造元仕入れ金に、利子金十一両と銀六匁を加えた額であった。このうち金十三両一分は上半期に弁納したが、残金は金百四兩三分二朱であった。したがって借用元金を僅か一朱減らしたに過ぎなかったのである。

この借用金の抵当として見積り出来たのは、酒四十五駄代（金八十兩）・薪代（一兩三分）・味噌代（金四兩）・夜着布団蚊帳代（二兩二朱）・勝手諸色道具代（二兩一分二朱）・伊丹樽小樽（一分）・筆筒一重（二分二朱）・米三俵（二兩二分）・瀬戸村十兵衛殿月掛最合掛金請取予定（十二兩二分）であった。

そのほか当座支払う金額は、角右衛門が越後に戻り金策をする旅費（五兩）・河端屋店借り賃（一兩二朱と八十五文）・大豆戸村虎之助方米代残金（一兩二分）・店賃（六兩）・閏五月晦日までの給金二人分（一兩二分と五百四十四文）・大豆戸村喜藤次の相続講割済金（二十九兩）、合計金四十四兩二朱と六百三十三文を数えた。

角右衛門は身辺の夜着布団や蚊帳、筆筒まで抵当物件に計算し、財産処理をしたが、経営上、他村の講金なども利用して金繰りをしていた様子が窺えるので、営業当初より試練の連続であったのであろう。角右衛門はあらゆる算段を講じたが結局、金四十二兩二朱と四百六十九文が不足し、他に金五兩と二貫二百九十四文の米代金借用、金十五兩の酒代未収など解決できなかったのである。

「差出し申店引渡一札之事

一金百五兩也

但し酒造元仕入金

此利金拾老兩と銀六匁也 但し六拾兩十一ヶ月・四拾五兩十ヶ月(内訳金額前述通り)

右は今宿村二而酒造人清水屋角右衛門儀酒造元不足二付年々貴殿江御無心申入、全実意を以金主方江御口入被下候度々借用相調商売取続罷在候処、酒造人追々不埒二付今般親類夫々立会取調候処、去巳年貴殿御口入之金子書面之通借用二相成、其外親類方より借財多分二有之返済方可致手段無之二付、今宿村店有物諸色取調前書之金子二積り、貴殿御口入金返済二差向ケ、元利之内不足之分は貴殿御弁金ヲ以御済被下候筈二而、此度今宿村店諸品不残貴殿江引渡、角右衛門は我等方江引取申候処相違無御座候、尤右店角右衛門借請年限二付借請証人共其儘差置候間、年限中は是迄之名目二而店賃其外貴殿方二而御勤御勝手次第酒造御支配可被成候、然上は当人は不及申脇々より故障之筋決而無御座候、万一故障之筋有之候ハハ我等引請何方迄も罷出致申開、貴殿江少も御苦勞掛申間敷候、為後日店引渡一札入置申処仍如件

弘化三年六月七日

角右衛門代兼 善能寺村 佐五右衛門[㊟]

松山町 証人 武助[㊟]

大豆戸村 仙右衛門殿

このような状況により、角右衛門は善能寺村の佐五右衛門に引き取られ、損金の全ては保証人の大豆戸村仙右衛門が負うことになったのである。越後杜氏に酒造の成果を託した酒造株持ちの長四郎は、酒造蔵や酒造道具の貸し出しにより十年間の収入を計上したが成功しなかった。それにもまして、越後杜氏の経営に期待して資金を投じたであろう、近村の地主層は相当の欠損を免れなかったのである。長四郎が酒造を行わず、道具貸し程度に

経営の縮小をすすめたのは、父祖の経験を学び、この地方における酒造業の限界を理解していたからである。酒造は資本を要し、また規制も受けたので経営の難しい事業であった。しかし、升売りや居酒屋は繁盛し、嘉永元年七月、むらの中の宿場である今宿では五軒の酒店が、女性を働かせ良俗を乱す営業を行い、近村より批判され詫びている。

〔2〕 越後杜氏嶋田村六兵衛と契約

今宿村の長四郎店酒造稼ぎは、弘化三年清水屋角右衛門が潰れたのち、しばらく従事者がなかった。酒造株をもつ長四郎はその後、手をこまねいていたのであろうか。毎年酒造冥加永を納入しなければならない長四郎は、関東地方に広がった越後杜氏のネットワークを利用して時宜の到来をまっていたが、嘉永四年、越後の六兵衛を見出し、長四郎店の酒造を再開したのである。

越後国頸城郡嶋田村の六兵衛が長四郎と取交した一札によれば、六兵衛は赤沼村円正寺の檀家となつて今宿村に居住し、長四郎より酒造蔵・酒造道具を同亥年八月より来る酉年まで十カ年間貸借して、前件の角右衛門同様に酒造をおこなうというものである。店賃は年十五両とし、十二月二十日までに金七両二分、七月十二日に金七両二分を納入するとの約定である。角右衛門時代より金五両の値上げになっている。一札の契約事項は従来と同文で、長四郎側の証人は親類熊太郎、世話人は嘉兵衛であった。また六兵衛側の借用証文は未完成の書類をふくめて三通残されている。

Aは武蔵国入間郡荻原村太郎店の彦六が国引請人、同国同郡片柳新田亀三郎店の清七が請人、同国比企郡今宿

村嘉兵衛が世話人として名を連ねている。しかしこれには捺印がない。

Bは同国入間郡荻原村（名前は切り取り）が国引請人、同国入間郡根岸村（名前は未記入）が請人、同国比企郡今宿村嘉兵衛[㊤]が世話人である。

Cは同国入間郡荻原村太郎店の彦六[㊦]が国引請人、同国比企郡鎌形村千代蔵店（名前切り取り）が請人、同国同郡竹本村善蔵[㊧]が世話人である。

この三通をみると、Aは捺印がなく、借用証文作成に着手した段階で失敗におわったものであろう。

Bは世話人の嘉兵衛が捺印しているので契約途上で肝心の請人、すなわち根岸村の某が尻込みして破談に終わったのであろう。

Cは竹本村の善蔵が世話人となり、この契約を締結させたことを示している。借用状の定式である文中の三カ所、すなわち借用実正の箇所、借入金支払い期日の箇所、連帯人の保証文言の箇所、に各々捺印されているのである。以上の三通は各々書者（書き手、筆跡）が異なるので、嶋田村六兵衛借用の成立が難産であったことを如実に示している。嘉永四年の段階にいたる酒造の転変が容易ならざることであったから、このように請人（保証人）になるものを見出し難かったのであろう。

「酒造蔵借用証文之事」

一此度貴殿酒造蔵并諸道具別紙帳面之通、当亥八月より来ル西ノ七月迄中十ヶ年季二相定慥二借用申処実正也[㊨]
[㊩]但し蔵敷之儀は壹ヶ年二金拾五両宛相定、毎年十二月廿日限り内金七両式分相渡可申筈、残金七両式分翌七月十二日相済[㊪][㊫]可申候、若し濟兼候ハハ加判人引請貴殿江御損毛相掛申間敷候、尤年之内、蔵并諸道具破損之儀

は我等方二而致可申候

一諸道具之儀随分念入無油断修覆可仕候、万一焼失致し候節は蔵諸道具之儀は貴殿方二而御損毛致し可被申筈、中味之儀は我等方二而損毛致し可申候、且年中借請諸道具新規仕立候共店明候節は借請品数之余有之候ハハ、古道具は私共江引請、新規之分は御店江残置可申候、

一御公儀様御法度之儀は不及申、御村方御作法相背申間敷候

一宗旨之儀は禅宗二而寺は赤沼村円正寺旦那二紛無御座候、尤抱之者共は不及申我等身分二付、万一間違等も出来仕候歟、又は何様成不届不埒之儀仕出し候共、少も貴殿江御難儀相掛申間敷、加判之者引請埒明可申候、為後日証文依而如件

嘉永四年亥八月日

越後国頸城郡嶋田村百姓 蔵借主 六兵衛[㊦]

国引請人 武蔵国入間郡萩原村 太郎店 彦 六[㊦]

請人 鎌形村 千代蔵店(切り取り)

竹本村 世話人 谷兵衛[㊦]

今宿村 長四郎殿

「 為取替一札之事

一此度我等酒造蔵諸道具并別紙帳面之通、当亥八月より来ル西七月迄、中十ヶ年季二相定貴殿江貸置申処実正也、但し店賃之儀は老ヶ年二金拾五両宛、十二月廿日限り二内金七両弍分、残り七両弍歩七月十二日迄両度二無滞相濟可申候、尤此酒造蔵二付親類其外脇より故障ヶ間敷儀一切無御座候、若し差滞候者御座候ハハ加判之者引請少

も御苦勞懸申間敷候、年季明店上ヶ候節は諸道具別紙帳面之通、取調受取可申候、尤新規仕立候諸道具有之候共、古品は貴殿方二而引請新規之品は当店江差置可申筈、家根其外諸道具修覆之儀は成丈念入可被成筈、万一火難等有之候ハ八蔵道具之儀は我等方二而損、造置候酒は酒造人方二而御損毛可被成候、為後日一札依而如件

嘉永四年亥八月日

武州比企郡今宿村

酒造蔵貸主

長四郎

㊦

同証人親類

熊太郎

㊦

同村世話人

嘉兵衛

㊦

六兵衛殿

右のように蔵・酒造道具の貸し出し形式は従前と同様である。店賃が十二両より十五両に値上げされた程度である。しかし貸借運用が変質している。貸主側の証人・世話人は変化を見ないが、借主の経営保証人が一変したのである。すなわち、越後杜氏が在郷地主から酒蔵・酒造道具一式を借用して酒造りを開始する場合、かつて忠右衛門・角右衛門の前例を経て、ここに六兵衛が登場したのであるが、国引請人となつて杜氏の身元宗門を保証し、また金銭の保証をする請人に名を連ねた、太郎店の彦六・亀三郎店の清七・千代蔵店の某など、すべて、越後杜氏のネットワークにより、相互扶助をもつて醸造をすすめるのである。それは越後から出た杜氏が力量を確立し始めていたからであり、また武州在地の地主層が酒造経営のもつ危険性を、杜氏のネットワークに丸投げしたからでもある。しかしながら、斯様な越後杜氏の營業に関わる分析は、管見の範囲では知ることがない。酒造資料の大半が地主経営の範疇内に存在し、雇用人としての杜氏の存在は明解であるが、越後杜氏の酒造専営資料は残存しなかつたからであろう。小稿の用いる史料も経営資料には程遠い内容であるが、越後杜氏ネットワー

クによる小規模酒造業の経営展開に視点を置き、さらに叙述を進めてみよう。

さて嘉永四年八月、六兵衛が借り受けた道具の全容は「酒造諸道具覚帳」により知ることが出来る。長四郎と六兵衛は同一内容の覚え帳を二冊作成し取り交わしている。長四郎は表紙綴じ紐にかさねて「武州今宿松本」と刻した丸印を捺し、六兵衛は「武州今宿（印文不明）」の角印を捺し、さらに「前書の通り預かり置き申候、本書証文の通りきつと取計い申すべく候」と記した。

以上のように、ごみとりや火箸にいたるまで借用して酒造に取り掛かるのである。

嘉永四年に開始された越後杜氏六兵衛の酒造が軌道に乗るか否かは、地主の長四郎にとつても強い関心事であったとおもわれる。先祖が開始した酒造は、これまで度重なる挫折を味わったのであり、経営方針として酒蔵・酒造道具の貸付による安全策をとり続けてはきたが必ずしも本意ではなかったのである。

かつて忠右衛門・角右衛門は長四郎との間に、十年季契約の貸借で営業をはじめ、五年ほどで頓挫しているが、六兵衛も同様な危機をむかえていた。当初六兵衛は資金繰りのために、保証人として同盟した越後杜氏のネットワークに頼ったが、所詮出稼ぎから、経営請負に転じた彼らには全幅の余裕はなかった。

表 2 嘉永四年 酒造道具帳

道具名	点数	備考	道具名	点数	備考
大桶	14本	蓋付き	四尺	6本	蓋付き
細	5本	蓋付き	舟	1枚	小道具付き
釜	2つ	3尺4寸	むしろ	80枚	内10枚不足
半切	81枚		仕込みかい	4本	
山おろしかい	7本		半役	3つ	
大ひさく	10本		長柄ひさく	1本	
三尺かい	5本		流し尻箱	1つ	
三尺	10本		水桶	1本	
積米桶	3本		洗場道具	1組	3品
とこひつ	1つ		荷い箱	4荷	しろ縄付き
ごんぶり	2つ		本手桶	1つ	
小こしき	3つ	大2つ	元平かい	7本	
飯ため	3枚		飯升	1つ	
水升	1つ		かき桶	2つ	
こしき水さし	1つ		だき樽	6本	
坪台	14本		飯わり	1本	
麴蓋	150枚		米かき	1つ	
さまし桶	3つ		ため	10丁	
親ため	4丁		こしきぶんじ	1本	
月の輪	大2小2		地から	4組	さお1本不足
もち箱	1つ		米通	1つ	
おり引半切	2枚		半切台	1丁	
二替階	2丁		四つ樽	2本	
柳樽	20本		二升樽	3本	
1升の升	1つ		一升金ばん	1本	
一升樽	5つ		金じゅうこ	大中2つ	
水はく	2つ		小ひさく	5本	
かすり	3つ		呑み箱	2つ	
じょう	1丁		またぶり	1本	
ささら	20本		ふう	5丁	
井戸つり	2組		ごみとり	1つ	
掛け縄	32房		あゆみ板	2丁	
桶階	2丁		廣敷裏階	1丁	
伊丹樽	3本		酒袋	294枚	
釜しきん	大1つ		坪台蓋	6枚	
焼酎道具	1通		銭箱	1つ	
帳箱	1つ		火箸	1膳	
三尺直し桶	1本		風呂桶	1本	
めしだしくつ	1足		袋干縄	5房	
權鉢	1つ		井戸水はく	1つ	
古壘	15枚		しぶかめ	1つ	
三升樽	5つ				

六兵衛の経営続行にはオーナーである長四郎からの資金援助が必要になった。しかし単純な出資であれば共倒れとなる危険がみえていた。長四郎は資金貸付の形式をとり、六兵衛の酒造経営を継続させようとはかった。安政三年十月、今宿村嘉兵衛を保証人にて、金八十両を翌年八月まで「相当の利合」、すなわち利息を定めず貸付け、返済不可能になったときは保証人が引き受け「必ず弁金、長四郎様へは少しも御損毛掛けず」との一札をとったのである。翌四年九月には金百両を同様に貸付形式によって貸付・出資したのである。

「借用申金子之事（下書き）

一金八拾両也[㊦]（六兵衛の印）

但し通用金也

右は酒造仕入金二差詰り申二付、無抛貴殿江御無心申入、書面之金子只今慥ニ受取借用[㊦]（六兵衛の印）申処実正也、但し此金返済之儀は来ル巳ノ八月迄、相当之利合を以、元利共返済可仕候、若シ遅滞ニ相成候ハハ加判之者引請、急度弁金仕、貴殿江少も御損毛相掛申間敷候、依而如件

安政三辰年十月

今宿村 借主（六兵衛）

同村 長四郎殿

「借用申金子之事（下書き）

一金百両也[㊦]（六兵衛の印）但し通用金也

右は酒造仕入金二差詰り申二付、無抛貴殿江御無心申入、書面之金子只今慥ニ受取[㊦]（六兵衛の印）借用申処実正也、但し此金返済之儀は来ル午八月迄相当之利合ヲ以元利共返済可仕候、若シ遅滞ニ相成候ハハ加判之者引請、急度弁金仕、貴殿江少も御損毛相掛申間敷候、依而如件

安政四年己九月日

比企郡今宿村(欠)

入間郡(切断)

今宿村 長四郎殿

こうして六兵衛の経営は危機を乗り切り、文久元年、十年季契約の更新をむかえることが出来た。長四郎が杜氏六兵衛の借請け経営にたいし、共生基盤の存立を意識して出資し、一体化しつつあった危機の乗り切り策をとったのである。

〔3〕越後杜氏嶋田村六兵衛と再契約

文久元年八月、越後国頸城郡嶋田村六兵衛は嘉永四年より十年季借用を過ぎ、さらに十年季の続行を長四郎と契約する。契約の書類は従前通りであった。

「酒造蔵借用証文之事」・「為取替一札之事」は金額を別として粗同文であったが、今回は添え書きなる一通が加えられた。

「添書一札之事

一 貴殿酒造蔵并諸道具一式、本書之通借請申候処相違無御座候、尤御店之儀、貴殿御入用之節は年中二御座候共、聊無相違明渡し可申候、依之別紙差入申処如件

文久元年酉八月日

越州頸城郡嶋田村百姓

酒造蔵借主

六兵衛

⑩

入間郡萩原村太郎店

証人

彦 六

⑪

今宿村	長四郎殿	同	郡根岸村市左衛門店	同	清	八
			比企郡今宿村	証人	嘉兵衛	㊦

唯一の変化は契約年中（年季内）でも貸主の長四郎にとって必要な事態になれば返還するとの文面である。横浜の開港以後激化した江戸周辺の特殊事態を背景にもつ添え書きであろう。さて、すでに十年を経た六兵衛の国引請人は今回記されていない。証人（保証人）として武蔵国入間郡荻原村太郎店彦六・同郡根岸村平左衛門店清八・比企郡今宿村嘉兵衛の三人が名を連ねている。長四郎と同村の嘉兵衛は世話人でもあった。今回の契約は長四郎と六兵衛の取交し一札によると、文久元年酉八月より来る未七月までの十カ年季とし、店賃は一カ年金十八両とさだめ、金九両は十二月二十日限り、残金は翌七月十二日限りとした。酒造蔵と諸道具は相互に詳細な「酒造諸道具控帳」を式冊作成し、交換所持して、嘉永四年と同様に両者が保管している。なお年季終了時に、新規諸道具は長四郎店へ差置き、古品は六兵衛が引き取ることにし、万一にも火難にあえば蔵・酒造道具は長四郎が、仕込みの酒は六兵衛がその災厄を受けることに定めたのである。酒造道具は嘉永四年からの継続であり、道具の種類には大差がないが員数は増加している。相違が見られる員数のみを掲げるとつぎの通りである。

道具の種類には変化がないが、員数には大幅な増量が認められる。おそらく六兵衛の酒造量が上昇した関連であろう。なおこの年九月、「酒造蔵家根其外修覆掛り覚帳」によれば、長四郎は酒造蔵屋根そのほかの修復をおこなっている。大橋村の左官秀次郎、その他大工・職人を八月二十七日より九月二十三日まで断続的に投入して完成したのである。

表3 文久元年 酒造道具帳

道具名	点数	備考	道具名	点数	備考
大桶	13本		四尺	10本	
細	4本		三尺	13本	
坪台	14本		ため	20丁	
地から	6組	但しさお1不足	柳樽	30本	
伊丹樽	50本		古量	28枚	

五 幕末・維新期の地方酒造動向

江戸後期より長四郎は、今宿村名主兼取締組合村の小惣代もつとめ、家業も酒造・葉種・鉄物商いを兼ね、持高十一石五斗五升であったことが文久三年の今宿村御用留帳により知りうる。「今般御取締様罷出、小惣代役請いたし儀是迄何ヶ年相勤候哉、猶又持高、農間渡世之儀取調書上候趣、寄場より被仰越候間、安政四巳年十一月より被仰渡相勤候、持高十一石五斗五升也、農間酒造・葉種・鉄物類商ひ仕候、今宿村名主長四郎、当亥六十「三歳」と、みずから返答しているからである。

幕末期をむかえて酒造の経営はまことに多端であった。しかし今宿村の長四郎は自己防衛を前提に様々な試行で乗り切り、維新をむかえるのである。世上の乱れは地域によって、ひととき無政府状況を出現させた。藤田小四郎らの天狗党の乱の波及と捕縛人の護送、武州・上州を席捲した、慶応二年の世直し一揆などその一例である。

支配権力の凋落は当然酒造株統制などに弛緩を生む。長四郎店でも嘉永四年の諸道具帳では、わずか三本であった西国流の伊丹樽が、文久元年には五十本と激増し、祝い用の柳樽二十本が三十本に増えるなど、商品の全国的流通に組み込まれた動向が歴然となる。長四郎が六兵衛に貸した酒造用具に伊丹流が増加し、また、武州榛沢郡横瀬村の酒造業で幕

末期に酒造取調役を補佐した、同村の名主荻野七郎兵衛は、文久三年二月の「酒造御改書上帳」にみずから「大坂流酒造人」と称し、池田・伊丹・灘等の上方酒造法の摂取を鮮明にしている*。

*（関東を主とする酒造関係資料雑纂十七） 国立国会図書館蔵。

さて明治元年、長四郎は六兵衛の経営上昇機運をみて、賃貸の値上げに踏み切ったのである。十年季契約の半期を過ぎた同元年の暮、長四郎は辰より寅までの十年季の約定を無視して、すなわち、満期をむかえずに契約を改定させた。そして「酒造蔵借用証文之事」・「添書一札之事」の二通一組の書類を作成し、年間十八両の契約金を倍額の三十五両に値上げし、七月と十二月に分けて受領することにしたのである。維新期のインフレ状況を参酌しても極端な値上げであった。しかも添え書き一通には、酒造蔵と諸道具一式の貸借賃のほか、一年間に生酒一石四斗を御遺料として現物で納入するようにと約定を改めている。

「添書一札之事

一 貴殿酒造蔵并諸道具一式、本書之通拝借申処相違無御座、但し年々店賃之外、生酒壱石四斗御遺料二差上可申筈、尚又金百両也、右は為敷金此度差上置候間、返済之儀拾ヶ年賦割渡二いたし年々拾両宛御返済被下相済可申候、勿論本書之通店賃として年々金三拾五両宛差上候間、右金差引二仕金廿五両宛可差上、内金拾式両式分八十月廿日限り相渡、残り金拾式両式分は翌七月十二日迄二相済可申候、且又御店之儀貴殿御入用之節八、仮令年中二御座候共聊無相違、明渡し可申候、依而別紙入置申処如件

明治元年辰十二月

越後国頸城郡柿崎宿 酒造蔵借主 六兵衛 ㊦

国引請人 武蔵国入間郡萩原村 太郎店 彦 六 ㊦

同国同郡片柳新田 亀太郎店証人 清 七 ㊦

同国比企郡今宿村 世話人 嘉兵衛 ㊦

今宿村 長四郎殿

また添え書きによれば、貸借関係の締結にあたり、長四郎はあらたに敷金の収受を定め、前金で百両という大金を受領した。敷金の返済は十カ年賦割済とし、年に十両宛、店賃三十五両より差し引き、二十五両を六兵衛が長四郎方へ半金十二両二分宛、二度に分納することになったのである。契約の改定にあたり文久元年の証人のうち、入間郡根岸村平左衛門店清八は退き、同郡片柳新田亀三郎店清七が登場している。このように越後から出て雇われた人々が、酒造業の保証人を引き受けるのは、越後杜氏が形成したネットワークによる酒造経営への参加を示すものであり、幕末期に成長した越後杜氏の、武州における存在形態の一端である。

おわりに

以上のごとく幕府の酒造統制令下における、武州比企郡今宿村長四郎家の酒造経営の実態を検討し、非特産物地域における小規模酒造業が、越後杜氏に生産手段を貸与する経営構造をとって展開する一例を実証した。越後杜氏六兵衛が酒造生産部門を借り請け、雇用労働力を擁して醸造経営を成長させた。杜氏技術者集団が経営主体を構築するために、そのネットワークを維持したのであるが、多くの場合は経営主体の形成に移行しえなかったのである。そして、小規模とはいいい産業資本を経営する展望に、若干の模索を持ちながら、それを閉ざしたのは

何ゆえであろうか。一般論として、徳川期の地主制が強固であり、その延長上に維新政権の土地改革が覆いかぶさったからであるとすれば、無為な検討課題になろう。しかしながら、杜氏技術者集団のネットワーク形成が、模索的に胎動したその事実のなから、諸々の可能性について、考察を加えることも無駄ではあるまい。

〔付記〕 小稿の叙述にあたり、文書所蔵の松本長義氏および鳩山町教育委員会よりご高配に預かりました。記して御礼申し上げます。